

議案第149号

損害賠償額の決定について（人事室関係）

人事室所管業務に係る長期借入契約の解除による損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
金額 11,794,200円 (損害補填金 11,794,200円) 被害者 富士通リース株式会社	本市は、職員の人事管理及び給与等の支給を行うための情報処理システムに必要な電子計算機その他の機器を平成28年1月1日から令和2年12月31日まで借り入れる契約を被害者との間で締結したが、新たな情報処理システムを導入したことに伴い、当該機器が不要となり、同年8月31日に契約を解除したため、被害者に当該機器の調達に要した費用の一部に相当する損害が発生したものである。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

人事室所管業務に係る長期借入契約の解除による損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。